

ヘルパーステーションけせら

重要事項説明書

1. 事業者

- ・一般社団法人ソーシャルパートナーズ北海道
- ・札幌市南区澄川4条1丁目1番40号ジンビル澄川3F-A
- ・011-376-5845
- ・代表理事 秋元 俊輔

2. 事業所

- ・ヘルパーステーションけせら
- ・札幌市南区澄川4条1丁目1番40号ジンビル澄川3F-A
- ・011-376-5847
- ・指定居宅介護 指定重度訪問介護 移動支援
- ・事業所番号 0110600541 (指定居宅介護、重度訪問介護) 0001100746 (移動支援)
- ・指定居宅介護 指定重度訪問介護
管理者 眞嶋 安那 サービス提供責任者 西本 壮言
移動支援
管理者 眞嶋 安那 サービス提供責任者 中尾 卓
- ・サービス提供地域 札幌市内

3. 事業の目的

障害者総合支援法に基づくサービスの提供により、障害者又は障害児に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

4. 運営方針

利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 人員及び資格

【指定居宅介護、指定重度訪問介護】

- ・ 管理者 1名(常勤) 実務者研修修了者
- ・ サービス提供責任者 5名(常勤) 介護福祉士
実務者研修修了者
- ・ ヘルパー 35名(うち24名常勤、11名非常勤) 重度訪問介護従業者
介護初任者研修
介護福祉士
実務者研修修了者
看護師

【移動支援】

- ・ 管理者 1名(常勤)
- ・ サービス提供責任者 1名(常勤)
- ・ ヘルパー 5名(常勤) 介護福祉士
実務者研修修了者
重度訪問介護従業者

6. 営業日及び営業時間

- ・ 月曜日から金曜日
- ・ 午前9時から午後6時まで
- ・ サービス提供時間は24時間365日対応
- ・ 24時間電話等により連絡可能
連絡先：080-4048-2509（真嶋）

7. サービス内容

- ・ 個別支援計画の作成
- ・ 居宅介護(身体介護、生活援助)
- ・ 重度訪問介護
- ・ 移動支援
 - ・ その他普段の生活でお困りのことがあれば随時、電話や対面で相談に乗ります。

8. 利用料金

別紙を参照下さい。

9. 緊急時対応

災害や病変など発生した場合は、契約時に作成した緊急時対応方法に沿って行動いたします。ただし、場合に応じて職員の判断により臨機応変に対応させていただくこともございます。また、緊急時対応を行った際にはご家族等に速やかにご報告致します。

10. 虐待の防止

利用者の人権を尊重し擁護するため、以下の虐待防止の措置を行います。

- (1) 虐待防止に関する相談担当窓口の設置
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 従業者に対する虐待防止の啓発、普及のための研修の実施

11. 秘密の保持

職員は職務上知り得た利用者及びご家族等の個人情報、離職後も含め、同意がない限り外部に漏らしません。ただし、関係医療福祉機関との連携する上で必要最低限の情報は除きます。

12. 苦情受付の窓口

当事業所に対する苦情は下記の窓口までご連絡下さい。

- ・ヘルパーステーションけせら苦情受付窓口

011-376-5845 苦情受付責任者：秋元俊輔

- ・札幌市障害福祉課

011-211-2918

13. ケア中の飲食について

事業者はケア中において利用者との適切な距離感を保つこととする。

ケア中の利用者との飲食を禁ずる。(水分補給は除く)

14. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

1 5. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- ・その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

1 6. 身体拘束の適正化

- ・身体拘束に対する原則として実施しない旨の周知
- ・指針の整備
- ・やむを得ず身体拘束を行う場合は切迫性、非代替性、一時性が認められる場合を基準とすること

1 7. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

- ・従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ・従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ・その他ハラスメント防止のために必要な措置

令和 年 月 日

当事業所は以上の重要事項を利用者又は利用者とその家族等に説明致しました。

ヘルパーステーションけせら
札幌市南区澄川4条1丁目1番ジンビル澄川3F-A

説明担当者 _____ 印

私は以上の重要事項の説明を担当者より受け、同意致しました。

利用者 _____ 印

(家族等) _____ 印

(署名・押印代行者) _____ 印

(代行理由) _____
